平成２５年（フ）第２１７号
千葉県成田市郷部245番地１　サンハイツ南台101
債務者　吉久　智一
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２０号
千葉県白井市木212番地の６　渡辺アパート101号
債務者　飛井　　勇
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２６号
千葉県印西市木下1741番地１　エステートラン203
債務者　中﨑　初恵
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３３号
千葉県成田市東和田584番地１　清宮コーポ102号
債務者　杉江あつ子
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８１号
千葉県木更津市太田３丁目10番７号
債務者　菊池　　豊
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２３１号
高知市長浜5388番地２　ホワイトハイツ203号室、申立時の住所高知市長浜3790番地７
債務者　武市　弘道
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４６号
高知市土佐山弘瀬1945番地
債務者　永野美喜代
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６１号
高知市鴨部３丁目13番32号　ハイツ杉村10号
債務者　廣内　昭雄
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６５号
高知市十津３丁目７―43　エルヴィラージュⅡ105号室、住民票上の住所高知市旭町１丁目39番地37　レジェンドイズミ402
債務者　徳川　祐子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４１号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目14―13メゾンコスモス203、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町北方1759番地２
債務者　埜﨑　一海
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目24番１号
債務者　松下　　豊
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市石谷町1890番地４
債務者　春田　直洋
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
静岡県熱海市下多賀566番地の11、前住所静岡県熱海市桜町16番40号
債務者　川瀬　正巳
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
静岡県伊豆市熊坂754番地の２
債務者　浅見　絢子
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
松江市大井町296番地４
債務者　野津　公一
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
松江市大井町296番地４
債務者　野津　君枝
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
北海道稚内市中央４丁目14番35号　ワタナベコーポ201号
債務者　加賀　　勝
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部